

## 第5章



## 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応



## 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

すべての子ども・若者が健やかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、子どもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けた様々な取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、様々な個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

そのため、3つの課題をそれぞれの角度から横断的に捉えつつ、子ども・若者や子育て家庭を中心に対応策を考え、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を総合的に推進していきます。

なお、本章は、4章の施策体系別に紐付けた事務事業を部局横断的に捉え、3つの課題解決に直接寄与するという視点から取組ベースで記載したものです。

### 課題1 子どもの貧困

平成29（2017）年11月に策定した「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき、経済的な問題のみならず、子どもやその家庭が抱える多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという視点で、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策を推進してきました。さらに、コロナ禍の影響等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況にあることから、必要な人に必要な支援が届くよう、相談機関等による支援の充実と連携の強化等も含めた取組について示しています。

#### ● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実 ア ひとり親家庭等への支援 イ 生活保護受給世帯への支援 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援
II 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	2 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり
III 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化） イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）
IV 「子どもの貧困」に資する取組の推進	4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進 イ 保育・幼児教育の推進 ウ 学校教育の推進

**課題2 児童虐待**

平成24（2012）年10月、「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化してきましたが、児童虐待の相談・通告件数は増加の一途をたどっており、また、支援を要する子ども・家庭の多様な生活課題も顕在化してきていることから、これらの課題と児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所の更なる体制強化と、地域に身近な子育て支援の充実、区役所における専門的な相談支援体制の構築など、未然防止の取組を併せて示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 子ども・子育てを支援する地域づくり	1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用 2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進 イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発
II 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援 イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応 エ 地域の見守り体制の構築・充実 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実 4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援 イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応 ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化 エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施 オ 総合的なアセスメントの強化 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化 キ 警察や検察と連携した対応の充実 5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実 イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり ウ 関係機関における人材育成
III 自立に向けた専門的支援の充実	6 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進 イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進 ウ 里親制度の推進と里親支援の充実 エ 要保護児童の自立に向けた支援 7 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化 イ 他の自治体と連携した対応の充実

**課題3 困難な課題を抱える子ども・若者**

平成27（2015）年2月20日に発生した中学生死亡事件の再発防止・未然防止策として、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援の推進を図ってきましたが、子ども・若者を取り巻く社会状況がさらに複雑化・深刻化する中、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラー<sup>※</sup>など、新たに表出した困難な課題等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	1 子ども・若者の居場所の充実
	2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり
	3 地域の見守り体制の強化
Ⅱ 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	4 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化 イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化 ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化 エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化
	5 専門的支援ネットワークの構築

※ ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

# 1 子どもの貧困対策の推進

## （1）これまでの経緯

### ア 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

日本における子どもの貧困率が13.5%（約7人に1人）と、経済協力開発機構（OECD）の平均12.8%を上回り国際的にも高い水準であるなど、全国的な課題となっていた中、本市では平成29（2017）年、子どもや子育て家庭の生活状況等を把握するため、調査を実施しました。

アンケート調査からは、所得水準により、孤食や虫歯の有無等の生活習慣や学習習慣・学習理解度等に格差が生じていることが明らかになりました。また、支援者に対するヒアリングからは、貧困の状況にある家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいために社会から孤立する傾向にあることがうかがえました。こうした家庭環境のもとにおいては、子どもが、成長・発達の過程で適時適切に身に付けていくべき愛着関係や基本的な生活習慣、基礎学力、自己肯定感等が形成されづらい傾向にあるほか、家庭にも学校にも居場所がなく、良質なロールモデルが存在しないといった、子どもの貧困の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

### イ 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析

平成29（2017）年8月にこれらの調査結果を分析したところ、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼすものの、子どもの貧困という問題を捉えるにあたっては、経済的困窮という事実のほか、様々な要因が関連しながら生じていること、子どもの社会的自立の阻害要因がそうした本人の意思や努力等によらないところで生じている、という視点を持つ必要があるとされました。

また、社会的自立に必要な学力（認知能力）以外の能力（意欲、やりぬく力などの非認知能力）は、本来、保護者から子どもへと継承される（「社会的相続」という。）ことが一般的ですが、保護者自身も幼少期の家庭環境等が要因で、これらの能力を適切に身に付けられなかった場合、いわゆる「貧困の連鎖」が生じることが懸念されることから、貧困の連鎖を防止するための対応策を検討するにあたっては、子どもが自立するために必要な力を育む養育を家庭のみに担わせるのではなく、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子ども一人ひとりの成長・発達段階に応じて切れ目なく、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な分野が連動し重層的に支援を行っていく必要があり、特に、行政の役割として、母子保健や学校教育など、子どもの成長・発達を支える基盤制度の底上げと、地域から孤立し援助希求行動を出しづら家庭等に対しても必要な支援が確実に届くよう、アウトリーチの考え方による支援を行い、地域を巻き込みながら社会的相続を補完していく視点が必要であるとされました。

### ウ 「子どもの貧困対策に関する基本的な考え方」の策定

分析結果をふまえ、平成29（2017）年11月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題の一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策について、平成30（2018）年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に推進してきました。

## （2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく52の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

ひとり親家庭の支援施策を再構築し新たに通勤交通費助成制度等を創設したり、生活保護受給世帯等に対する学習支援事業の実施場所や対象年齢を拡大するなど、生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもたちの学びや体験をサポートする地域の寺子屋事業の実施箇所数を増やすなど、地域における支え合いのしくみづくりに取り組みました。

また、児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るなど、相談機関等による支援の充実と連携の強化を図るとともに、子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実に取り組みました。

## （3）前期計画策定後の本市の状況

### ア 子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況

令和元（2019）年国民生活基礎調査によると、子どものいるひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%、所得状況についても、子どものいる一般世帯（745.9万円）と比べて母子世帯は306万円と、経済的に困窮している状況にあり、コロナ禍によりその状況がさらに悪化している恐れがあります。

また、生活に困難を抱えるとされる、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設入所者等における大学等進学率は、全国的に一般世帯が83.5%（2020年文部科学省「学校基本調査」）と過去最高を更新する一方で、ひとり親世帯58.5%（2016年厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」）、本市の生活保護世帯50.3%（令和2（2021）年度）、本市の児童養護施設入所者32.1%（令和2（2021）年度）と、いまだ大きな差があり、教育格差は解消されていない状況にあります。

### イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年11月、子どもの貧困に関する状況も含め、本市の子ども・若者や子育て家庭の生活状況、生活意識等について調査を実施しました。

調査結果からは、所得が低い層においてひとり親世帯の占める割合が高いことや、これらの層が公共料金の支払いが滞ったり生活必需品が買えなかった経験があるなど、日々の生活に困難を抱えているといった状況のほか、親の所得と子どもの家庭における学習時間、学習の理解度や学校の成績との間に相関関係が見られた一方で、子ども自身の現在の生活に対する満足度や将来の夢の有無等については、所得分類別の差異は見られませんでした。

また、調査結果を分析したところ、未就学児の親については、居住年数が少ない人や保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。

#### ●居住年数と近所付き合いの有無 (n=2,218)

	近所の人との交流		合計	
	交流がある	まったく付き合いがない		
居住年数	1年未満	74.24%	25.76%	100.00%
	3年未満	76.79%	23.21%	100.00%
	5年未満	82.40%	17.60%	100.00%
	10年未満	89.70%	10.30%	100.00%
	20年未満	93.06%	6.94%	100.00%
	20年以上	88.89%	11.11%	100.00%
	合計	86.74%	13.26%	100.00%

●施設の利用状況と近所付き合いの有無 (n=2,187)

		近所の人との交流		合計
		交流がある	まったく付き合いがない	
施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	90.01%	9.99%	100.00%
	保育所や幼稚園に預けていない	79.73%	20.27%	100.00%
合計		86.83%	13.17%	100.00%

●近所付き合いの有無と同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	67.80%	32.20%	100.00%
	まったく付き合いがない	44.87%	55.13%	100.00%
合計		63.34%	36.66%	100.00%

●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを安心して預けられる人や場所がないことに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	65.48%	34.52%	100.00%
	まったく付き合いがない	55.77%	44.23%	100.00%
合計		63.59%	36.41%	100.00%

また、就学児童とその親については、進学や就職等、親の将来に対する考え方と子どもの将来に対する考え方には関連が見られたことから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（小学5年生） (n=2,558)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	46.62%	32.43%	8.56%	6.31%	6.08%	100.00%
	まあそう思う	32.44%	32.78%	12.40%	10.93%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.48%	30.67%	13.63%	13.93%	16.30%	100.00%
	そう思わない	18.53%	27.62%	18.88%	23.43%	11.54%	100.00%
	合計	31.51%	31.59%	12.78%	12.31%	11.81%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（小学5年生） (n=2,552)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	38.05%	30.44%	12.04%	7.79%	11.68%	100.00%
	まあそう思う	29.67%	36.34%	11.54%	11.00%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.55%	34.42%	13.59%	14.03%	12.41%	100.00%
	そう思わない	23.88%	31.34%	14.93%	18.91%	10.95%	100.00%
	合計	29.98%	34.13%	12.46%	11.72%	11.72%	100.00%

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（中学2年生） (n=2,757)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	49.89%	30.57%	7.82%	7.82%	3.91%	100.00%
	まあそう思う	34.61%	39.73%	10.91%	10.40%	4.35%	100.00%
	あまりそう思わない	24.56%	37.59%	15.79%	15.91%	6.14%	100.00%
	そう思わない	21.08%	31.05%	15.67%	23.36%	8.83%	100.00%
	合計	32.39%	36.56%	12.44%	13.24%	5.37%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（中学2年生）

(n=2,748)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	51.30%	28.87%	7.68%	4.96%	7.19%	100.00%
	まあそう思う	46.27%	34.81%	6.72%	5.24%	6.96%	100.00%
	あまりそう思わない	42.16%	33.08%	10.40%	7.18%	7.18%	100.00%
	そう思わない	40.84%	30.89%	8.38%	9.95%	9.95%	100.00%
	合計	46.58%	32.46%	7.82%	5.86%	7.28%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（小学5年生）

(n=2,592)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.47%	30.13%	17.31%	20.51%	10.58%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	23.16%	37.87%	16.18%	12.13%	10.66%	100.00%
	大学またはそれ以上	34.56%	31.44%	14.12%	11.23%	8.66%	100.00%
	まだわからない	24.24%	27.69%	14.60%	17.63%	15.84%	100.00%
	合計	28.90%	30.90%	14.85%	14.24%	11.11%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（中学2年生）

(n=2,776)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.91%	25.44%	19.08%	25.09%	8.48%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	16.23%	27.92%	21.75%	23.38%	10.71%	100.00%
	大学またはそれ以上	20.33%	30.80%	21.33%	19.07%	8.47%	100.00%
	まだわからない	16.24%	28.76%	19.63%	20.30%	15.06%	100.00%
	合計	19.16%	29.50%	20.79%	20.43%	10.12%	100.00%

（4）国の動き（子供の貧困対策に関する大綱の改定）

令和元（2019）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26（2014）年1月施行）が改正され、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されており、本計画についても、法第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画」を包含しています。

令和元（2019）年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施していくことが掲げられました。

また、親の妊娠・出産期から、早期に適切な支援へつないでいく必要があり、子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要であること、親の健康状態の悪化により貧困に陥ってしまう、家族の世話に追われる子どもがいる、子どもやその親に障害がある、日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であること、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが、新たに大綱に盛り込まれました。

## （5）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの本市の取組や国の大綱等を踏まえ、基本的な考え方及び取組の方向性については、前期計画を引き続き継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、本市の状況等を踏まえた、相談機関等による支援の充実と連携の強化等、取組を効果的に推進します。

また、所得格差や教育格差などにより、貧困が連鎖することを防ぐため、子どもや家庭と様々な場面で直接関わることでできる基礎自治体として、必要な支援が子どもや家庭に確実に届くよう取組を推進します。

### 《基本的な考え方Ⅰ》

#### 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援

すべての子どもが健やかに成長し社会的に自立できるよう、母子保健や学校教育等の基盤制度が確立されていますが、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼしており、コロナ禍の影響により、経済的に困窮する家庭が増加傾向にあります。

さらには、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じた結果、生活に困窮していることから、経済的支援のほか、多様な課題に対し様々な支援を総合的に行っていく必要があります。

また、こうした家庭環境のもと、不安定で困難な生活を強いられている子どもは、本来、親から子どもへ引き継がれる「社会的相続」が適切になされず、安定した生活を送っている子どもと比較して、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じる可能性があり、特に、意欲ややりぬく力、社会性などの「非認知能力」の習得に大きな格差が生じる恐れがあることから、困難な生活状況に置かれた子どもの社会的自立に向けた様々な支援が必要です。

#### 【取組の方向性1】

#### 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

経済的な問題に加え、様々な生活課題が生活困窮の要因となっている子どもや子育て家庭に対し、経済的な支援のほか、保護者に対する生活支援、就労支援や、子どもの社会的自立に向けた学習支援など、多様な課題に対応する支援に取り組みます。

## 《基本的な考え方Ⅱ》

### 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、援助希求行動が乏しく社会から孤立しがちな傾向にあることから、家庭の状況が周囲から見えずらく支援が届きにくい状況にあります。また、保護者の疾病や障害、養育力等の問題により、子どもは、成長・発達の過程で育まれる愛着形成、信頼関係、自己肯定感や、適時適切に身に付けていくべき基本的な生活習慣や基礎学力等が形成されない場合があるなど、社会的自立に必要な能力が親から子へ適切に引き継がれない状況が見受けられます。なかには、家庭や学校に安全・安心に過ごせる居場所がなく、良質なロールモデルが身近に存在しないケースもあり、社会から孤立している状況が懸念されます。

そのため、あらゆる地域資源を活用し、子育て家庭を早くから地域の交流の場等につなげ、子育ての不安感や負担感を取り除き、乳幼児期の子どもに必要な親子間の愛着関係の形成を促すことや、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得て、社会的自立に必要な能力が身に付くよう、地域を巻き込みながら社会的相続を補完する取組が必要です。そして、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげることが必要です。

### 【取組の方向性2】

#### 地域における支え合いのしくみづくり

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組むとともに、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。また、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えます。

## 〈基本的な考え方Ⅲ〉

### 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が複雑に絡み合っており、生活が困窮している状況にある傾向にあり、保護者の成育歴や疾病・障害等の状況によっては、援助希求行動を起こすことができない、SOSを発信することができないという課題も抱えています。

支援が必要でありながら、支援が届いていない子どもや子育て家庭が、地域で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域と関係機関が連携し、子どものちょっとした変化に気づくことで、地域の中で支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

また、子どもや保護者それぞれの状況を的確に見きわめ、どのような支援につないでいくかという専門職によるアセスメントを踏まえ、個々の家庭や子ども・若者の状況に応じ、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職や相談機関が連携して対応していく必要があります。

### 【取組の方向性3】

#### 相談機関等による支援の充実と連携の強化

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行えるよう、市民に身近な相談機関や、様々な専門的な相談機関における支援の充実を図るとともに、複雑・多様な生活課題に対し対応できるよう、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関の連携強化に取り組めます。

## 〈基本的な考え方Ⅳ〉

### 「子どもの貧困」に資する取組の推進

母子保健、保育・幼児教育、学校教育は、生活が困窮している子どもや子育て家庭に特化した制度ではありませんが、子どもの成長・発達過程において、母子保健や保育・幼児教育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的生活習慣や人格形成に、学校教育は、学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしており、すべての子どもの健やかな成長を根幹から支える基盤制度であることから、「子どもの貧困」に資する取組として大きな役割を担っています。

また、困難な状況を抱える子どもや子育て家庭を発見し、専門的な支援につなぐことができる基盤でもあることから、予防的な視点を持って取り組む必要があります。

### 〔取組の方向性4〕

#### 子どもの成長を支える基盤制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育といった、すべての子どもの健やかな成長を支える基盤制度について、「子どもの貧困」に資する取組として、予防的視点を持って制度の底上げを図ります。

**取組の方向性 1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実**

ひとり親家庭等は、経済的困窮に加え、家事や育児の負担が大きく、子どもに関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないなど、様々な生活課題を抱えており、コロナ禍によりその状況はさらに悪化しています。そのため、ひとり親家庭等の自立に向けて、経済的支援をはじめとする様々な支援に総合的に取り組みます。

生活保護受給世帯については、保護者に対する生活支援や就労支援に取り組むほか、子どもに対し、学習支援や高校進学後の相談支援など、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、「家庭養育優先の原則」に基づき、里親制度等を一層推進するとともに、施設養育を必要とする子どもに対しても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう取り組みます。また、将来の自立に向け、経済的支援のほか学習支援や就労支援等に取り組みます。

その他、住宅困窮者等に対する支援や、経済的理由等により就学が困難な児童生徒に対する就学援助・奨学金制度、生活困窮者に対する就労支援等、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

**ア ひとり親家庭等への支援**

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>                      (こども未来局：こども家庭課、こども保健福祉課)</p>	<p>〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。</li> <li>● ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。</li> <li>● ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。</li> <li>● ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。</li> <li>● 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。</li> <li>● ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。</li> <li>● 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。</li> </ul>

イ 生活保護受給世帯への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>生活保護受給世帯の自立支援の推進</b>                      (健康福祉局：生活保護・自立支援室)</p>	<p>〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。</li> <li>● 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。</li> </ul>
<p><b>生活保護による支援の充実</b>                      (健康福祉局：生活保護・自立支援室)</p>	<p>〔生活保護業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。</li> </ul>

ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>里親及び施設等による代替養育の推進</b>                      (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔里親制度推進事業〕                      〔児童養護施設等運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。</li> <li>● 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。</li> </ul>
<p><b>社会的養護による自立支援の推進</b>                      (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔児童養護施設等運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。</li> <li>● 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。</li> <li>● 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。</li> </ul>

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援</b>  <small>(まちづくり局：市営住宅管理課)</small></p>	<p>〔市営住宅等管理事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。</li> </ul>
<p><b>民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援</b>  <small>(まちづくり局：住宅整備推進課)</small></p>	<p>〔民間賃貸住宅等居住支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。</li> <li>● ひとり親世帯、DV 被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。</li> </ul>
<p><b>就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進</b>  <small>(教育委員会事務局：学事課)</small></p>	<p>〔就学等支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。</li> <li>● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。</li> <li>● 高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制の場合は最長1年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。</li> <li>● 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。</li> </ul>
<p><b>だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進</b>  <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活困窮者自立支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。</li> </ul>

## 取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域から孤立し、だれからの協力も得られず一人で子育てしながら悩みを抱えている家庭に対しては、早期に地域と接する機会や交流の場につなげることが必要であることから、地域の子育てボランティア等と連携し、各区地域みまもり支援センター、地域子育て支援センターや保育所等、様々な場所や機会を捉えて、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できるよう、子育て家庭を孤立させないつなぎづくりに取り組みます。

学齢期の子どもが、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら、社会的自立に必要な能力（基礎学力のほか、やりぬく力や自信、自己肯定感等の非認知能力）を身に付けられるよう、こども文化センターや学校の教室等を活用し、地域住民を巻き込みながら、様々な経験や体験の機会を与える“きっかけ（場）”づくりに取り組むなど、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、コロナ禍による生活環境の変化等に伴い、さらに家庭の状況が周囲から見えにくく、支援が届きにくい恐れがあることから、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

### ア 子育て家庭を孤立させないつなぎづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>地域における支援体制づくりの推進</b> <small>（こども未来局：企画課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。</li> </ul>
<b>保育所による地域の子育て支援の推進</b> <small>（こども未来局：保育第1課、運営管理課）</small>	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。</li> </ul>
<b>ボランティア等による子育て支援の推進</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。</li> </ul>

イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔こども文化センター運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。</li> </ul>
<p><b>地域との連携による放課後の居場所づくりの推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔わくわくプラザ事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</li> </ul>
<p><b>青少年関係団体による青少年の健全育成の推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔青少年活動推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。</li> </ul>
<p><b>地域の創意工夫を活かした学校運営の推進</b>  <small>(教育委員会事務局：教育政策室)</small></p>	<p>〔地域等による学校運営への参加促進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。</li> </ul>
<p><b>地域資源を活かした学校づくりの推進</b>  <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。</li> </ul>
<p><b>地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上</b>  <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small></p>	<p>〔地域における教育活動の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。</li> </ul>
<p><b>地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進</b>  <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small></p>	<p>〔地域の寺子屋事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。</li> </ul>

## ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。
<b>地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。
<b>地域における主体的な活動の促進</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。

## 取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が背景にあることから、身近な相談・手続きの窓口である各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業や児童扶養手当業務、児童家庭相談、生活保護業務など、様々な相談支援業務を通じて、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行います。

また、未就学児期・学齢期それぞれにおいて、子どもが日中主に過ごす地域の居場所や学校等において相談支援を実施するとともに、児童虐待や障害、精神保健、雇用など、個々の専門領域に関する相談支援を一層推進します。

その上で、子どもや子育て家庭が抱える複雑・多様な生活課題に対し、身近な相談機関やそれぞれ高度な専門性を持った相談機関、子どもの所属先や地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたNPO法人等、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援</b>                      (こども未来局：運営管理課)</p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。</li> </ul>
<p><b>学校生活に関わる相談・支援の充実</b>                      (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>〔児童生徒支援・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。</li> <li>● 支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。</li> <li>● 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。</li> </ul>
<p><b>児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進</b>                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。</li> <li>● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。</li> <li>● 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。</li> <li>● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。</li> </ul>
<p><b>地域に根ざした相談支援の推進</b>                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。</li> </ul>
<p><b>児童相談所による専門相談支援の強化</b>                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。</li> </ul>
<p><b>女性相談の体制強化</b>                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔女性保護事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。</li> </ul>

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>総合的な就業支援の推進</b> (経済労働局：労働雇用部)	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。</li> <li>● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。</li> </ul>
<b>精神的健康の保持・増進</b> (健康福祉局：精神保健課)	〔精神保健事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。</li> </ul>
<b>「社会的ひきこもり」等への支援の推進</b> (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔ひきこもり地域支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。</li> <li>● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。</li> </ul>
<b>障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実</b> (健康福祉局：障害計画課、障害者施設指導課)	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。</li> <li>● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実</b> (健康福祉局：障害計画課)	〔障害児施設事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケア児(者)を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>● 「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。</li> </ul>

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実</b>                      (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。</li> <li>● 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。</li> <li>● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。</li> </ul>
<p><b>ひきこもり等に関するネットワークの強化</b>                      (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。</li> </ul>



## 取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

乳幼児期における親子間の愛着形成や信頼関係の構築に向け、母子保健における様々な取組を通じ、子どもの心身の成長・発達を見守り支え、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。

乳幼児期における基本的な生活習慣の習得や人格形成に向け、保育所や幼稚園が培ってきたノウハウを活かし、すべての子どもが質の高い保育・教育を受けられる環境を整え、子どもの健やかな成長を支援します。

学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に向け、学校教育を通じ、基礎学力の定着に向けた取組を進め、子どもが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を実践します。

### ア 母子保健の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進</b>  <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕          〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。</li> <li>● 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。</li> <li>● 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。</li> <li>● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。</li> <li>● 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。</li> <li>● 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。</li> <li>● 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。</li> </ul>

イ 保育・幼児教育の推進

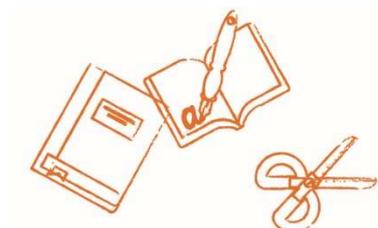
推進項目	計画期間中の主な取組
<b>待機児童対策の推進</b> (こども未来局：保育対策課、保育所整備課)	〔待機児童対策事業〕 〔認可保育所等整備事業〕 ● 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。
<b>質の高い保育サービスの提供</b> (こども未来局：保育第1課)	〔民間保育所運営事業〕 ● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。
<b>公立保育所を活用した保育の質の向上</b> (こども未来局：運営管理課)	〔公立保育所運営事業〕 ● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。
<b>多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供</b> (こども未来局：幼児教育担当)	〔幼児教育推進事業〕 ● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。
<b>保育・幼児教育無償化の着実な実施</b> (こども未来局：保育第1課、保育第2課、運営管理課、幼児教育担当)	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 〔認可外保育施設等支援事業〕 〔幼児教育推進事業〕 ● 国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。
<b>保育料の減免制度による多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減</b> (こども未来局：保育対策課)	〔保育料対策事業〕 ● 一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施します。

ウ 学校教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>教職員に対する研修の充実</b> (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教職員研修事業〕 ● 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>「キャリア在り方生き方教育」の推進</b>                      (教育委員会事務局：教育政策室)</p>	<p>〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。</li> </ul>
<p><b>習熟の程度に応じた取組の推進</b>                      (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>〔きめ細かな指導推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。</li> </ul>
<p><b>健康教育による健やかな学校生活の促進</b>                      (教育委員会事務局：健康教育課)</p>	<p>〔健康教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。</li> </ul>
<p><b>安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進</b>                      (教育委員会事務局：健康給食推進室)</p>	<p>〔健康給食推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。</li> </ul>
<p><b>かわさき GIGA スクール構想の推進</b>                      (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>〔かわさき GIGA スクール構想推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。</li> </ul>
<p><b>定時制生徒の自立支援の推進</b>                      (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>〔魅力ある高校教育の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。</li> </ul>
<p><b>教育活動に対する支援体制の充実</b>                      (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>〔学校教育活動支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
<p><b>教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進</b>                      (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>〔特別支援教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。</li> </ul>

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進</b>                      (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>〔教育機会確保推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。</li> </ul>



## 2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

### （1）これまでの経緯

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立する傾向にあり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

#### 児童虐待の4つの種別

- ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成 24（2012）年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成 25（2013）年 3 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成 26（2014）年 2 月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、具体的な施策を推進してきました。

平成 30（2018）年 3 月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、「子どもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる 3 つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

### （2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく 26 の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

母子保健事業を中心とした妊娠期からの切れ目のない支援や児童虐待の早期発見・早期支援に取り組み、虐待の発生予防策の推進や早期発見・早期対応の充実を推進してきました。

専門的支援の充実・強化については、児童相談所と各区地域みまもり支援センターの多職種の専門職の協働による適切な支援の実施とともに、共通リスクアセスメントツールの活用など、総合的なアセスメントを強化しました。ケース情報の共有と進捗管理にあたっては、平成 31（2019）年 3 月

から児童相談システムを導入し、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できる仕組みを構築しました。

また、児童相談所と司法の連携強化に取り組み、児相・警察・検察による三者協働面接の実施など、児童福祉と司法の円滑な協力関係の構築に努めるとともに、医療機関との連携にあたっては、「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）」の運営を拠点病院に委託し、医療機関が主体的に連携強化を図る環境を構築し、医療機関相互の連携強化を推進しました。

### （3）前期計画策定後の本市の状況

児童虐待の相談・通告件数は、児童相談所・区役所ともに、一貫して増加傾向にあります。

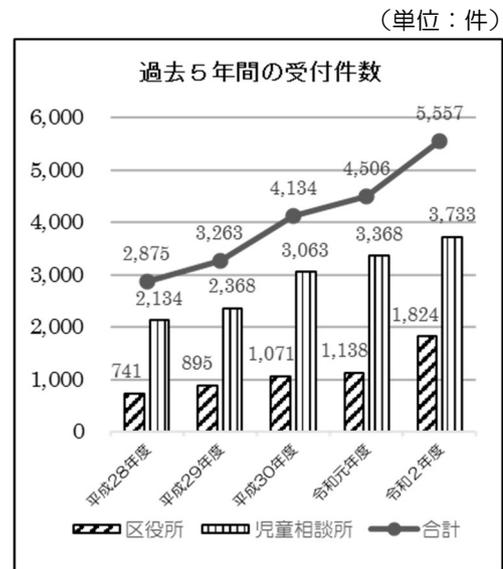
また、支援を要する子ども・家庭が抱える課題も多様化・複雑化しており、様々な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しています。

このような状況下において、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応とともに、様々な生活上の課題に対してきめ細かな支援を行い、虐待につながる恐れのあるケースについて、早期に把握・対応し、児童虐待を未然に防止していくことが求められています。

（単位：件）

	市全体	児童相談所	区役所
平成28 (2016)年度	2,875 (113.5%)	2,134 (111.1%)	741 (120.7%)
平成29 (2017)年度	3,263 (113.5%)	2,368 (111.0%)	895 (120.8%)
平成30 (2018)年度	4,134 (126.7%)	3,063 (129.3%)	1,071 (119.7%)
令和元 (2019)年度	4,506 (109.0%)	3,368 (110.0%)	1,138 (106.3%)
令和2 (2020)年度	5,557 (123.3%)	3,733 (110.8%)	1,824 (160.3%)

※（ ）内は対前年比



### （4）国の動き（児童福祉法等改正）

#### ア 平成28（2016）年児童福祉法等改正

平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。

### 児童虐待の発生予防

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・透減する。

### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

### 被虐待児童への自立支援

- ◆ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合は、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

## イ 令和元（2019）年児童福祉法等改正

令和元（2019）年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置を講ずるものとされました。

### 児童の権利擁護

- ◆ 親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明文化、児童相談所の業務として児童の安全確保の明文化を行うとともに、その他、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童が自らの意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築等、児童の権利を擁護する仕組みの構築について必要な措置を講ずる。

### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 児童相談所の体制強化等に向けて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける、措置決定、その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導のもとで適切かつ円滑に行う、児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して、政令で定める基準を標準として定める等の措置を講ずる。

## （5）基本的な考え方及び取組の方向性

この間、児童虐待防止対策を推進してきましたが、児童虐待相談・通告件数は一貫して増加傾向にあります。また、ヤングケアラーなど、子どもやその家庭に係る多様な生活課題や困窮の課題が顕在化する中で、児童虐待発生時の対応とともに、「虐待につながる恐れのあるケース」を早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施していくことが重要です。

そのため、二度にわたる児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ的確な対応に向けて、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充

実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を両輪で推進していきます。

## 《基本的な考え方Ⅰ》

### 子ども・子育てを支援する地域づくり

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しており、地域の子育て家庭が気軽に集い、支え合うためのしくみづくりが重要であり、妊娠期を含め、個々の生活に身近な地域の中で、それぞれの家庭が安心して主体的に子育てできる環境が必要です。

また、児童虐待の発生予防にあたっては、妊娠期から出産、乳児期から幼児期における育児において、その時々の子育て者の心身の状況や子どもの発達段階や発達状況に応じた切れ目のない見守りと支援が必要となります。

さらに、児童虐待は、子育てに関わる一つの阻害要因が放置されることで、時間が経過する中で発生した他の要因と複雑に絡み合い、本人が課題として気づいたときには非常に重篤な状態に陥っているなど、特別な環境下ではなくとも孤立した状況にあれば、どのような家庭においても起こりうる恐れがあります。公的機関や地域の関係団体のみならず、子ども及び保護者などの子育て家庭の当事者に対する普及啓発も必要となります。

### 【取組の方向性1】

#### 地域での子育て支援の充実

地域の社会資源等を活用した子育て家庭が地域で集う居場所とともに、民生委員児童委員や子育て支援団体等の連携、市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

### 【取組の方向性2】

#### 虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業等を通じた普及啓発などを通して、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな見守り・支援を実施するとともに、オレンジリボンに係る活動など、各種団体等と協力しながら、広く児童虐待の発生予防に向けた普及啓発に取り組みます。

## 《基本的な考え方Ⅱ》

### 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

児童福祉法第2条においては、児童は、良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されることとされており、また、児童を健やかに育成することについて、第一義的責任を負う保護者とともに、国・地方自治体においてもその責務があることが明記されています。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。児童福祉法第2条の理念も踏まえて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、児童の身体・生命の安全を確保し、その最善の利益を優先しながら、児童の健全な育成を支えていくことが重要です。

また、児童虐待等の対応にあたっては、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく支援が必要であり、医療機関や司法関連機関との連携強化とともに、多様な専門的知識とその知識を活かすための高度なスキルやアセスメント能力が必要となります。

#### 【取組の方向性3】

##### 早期発見・早期対応の充実

乳幼児健診等を中心とした母子保健事業からの早期把握と支援、児童の生活や学びの場となる保育所・幼稚園・学校等と連携を強化するとともに、区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進し、地域の見守り体制の構築・充実に向けた検討を進めていきます。

#### 【取組の方向性4】

##### 専門的支援の充実・強化

児童及び保護者の支援について、スーパーバイズ等の活用や多職種の専門職の協働を推進するとともに、第三者評価や第三者委員など、一時保護所の子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童相談所と区役所の連携のあり方も踏まえた体制の強化や児童相談所保護所の改善に向けた取組を進めるとともに、児童相談所システムを活用した効率的・効果的なケース管理の推進、保健・医療関連機関との連携強化や司法関連機関との連携強化など、専門的支援の充実・強化に向けた取組を推進します。

#### 【取組の方向性5】

##### 人材育成の推進

児童福祉司の任用後研修等の OFF-JT とともに、職場ごとの適切な OJT の実践など、専門職の育成に関する研修等の充実に向けた取組を進めます。

また、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくりとして、人材確保に向けた効果的な取組の推進とともに、人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築とジョブローテーションに基づく計画的な人材育成など、取組を総合的に推進します。

《基本的な考え方Ⅲ》

**自立に向けた専門的支援の充実**

児童相談所の相談支援は、基本的には在宅での相談・支援が望ましいかたちです。

児童を施設・里親に措置・委託したケースについても、愛着関係の再形成や児童のトラウマからの回復などを図り、親子が再び一緒に生活するための環境整備を行っていくことが重要です。

また、家庭からの分離された間においては、成育状況や年齢等による個別的なニーズに応じるとともに、里親や児童養護施設などにおいて、可能なかぎり家庭生活に近い環境を確保することや、必要に応じて、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が必要となります。

さらに、支援を行っている子ども・家庭が市外に転出する場合、市外から転入する場合において、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、市域・県域を越えた適切な広域連携が必要となります。

【取組の方向性6】

**社会的養育・自立支援の充実**

個々のケースの状況に応じたカウンセリングや個別プログラムの実施など、親子関係再構築に係る効果的なスキームの構築に向けた検討を進めます。

また、児童養護施設等における家庭的養育の環境確保、里親制度の充実による家庭養護の推進、要保護児童の自立に向けた支援の推進など、社会的養育・自立支援の充実に向けた取組を推進します。

【取組の方向性7】

**地域・広域連携等の強化**

民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会との連携など、被虐待児童への自立支援に向けて、地域の関係団体と連携した取組を進めます。

また、広域連携の強化として、県内の5縣市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を中心にした円滑な連携に向けた取組を進めます。

## 取組の方向性 1 地域での子育て支援の充実

## ア 地域の社会資源の有効活用

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援</b> <small>(こども未来局：運営管理課)</small>	〔公立保育所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。</li> </ul>
<b>ボランティア等による子育て支援</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。</li> </ul>
<b>こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進</b> <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔こども文化センター運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。</li> </ul>
<b>地域子育て支援センターの運営</b> <small>(こども未来局：企画課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。</li> </ul>
<b>ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上</b> <small>(こども未来局：企画課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。</li> </ul>
<b>子育てグループ等への各種支援及び連携</b> <small>(こども未来局：企画課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。</li> </ul>

**取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進**

**ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進**

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を各区地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診等を通じて、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦や乳幼児等を把握した関係機関からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
産後ケア事業による早期相談支援の実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。

**イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進**

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、将来の妊娠・出産・育児に向けた心身の健康保持や正しい知識の普及・啓発のために、学校と連携して思春期等からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。</li> </ul>
<b>妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。</li> </ul>
<b>小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。</li> </ul>

## ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要であることから、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>多様な関係機関と連携した啓発活動の実施</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。</li> <li>● オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。</li> <li>● 啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。</li> </ul>

取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

母子保健事業による子育て家庭全体の把握は、要支援家庭の早期発見・早期対応・虐待の未然防止につながることから、乳幼児健康診査等の未受診者に対するきめ細かな受診勧奨のほか、様々な取組を通じた子育て家庭の課題把握や、必要に応じ保健師等によるアフターフォロー等に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。
<b>乳児家庭全戸訪問事業の推進</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
<b>乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。
<b>乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。
<b>支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする取組を推進します。 ● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。

## イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。</li> </ul>
<b>川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。</li> </ul>

## ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と各区地域みまもり支援センター（福祉事務所）の両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則48時間以内）を実施します。

初期対応やその後の継続した支援の実施にあたっては、共通リスクアセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行い、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、個々のケースの状況に応じ、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童家庭相談支援におけるケース管理手法の検討及び実践</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた児童家庭相談支援業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。</li> </ul>
<b>要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。</li> <li>● 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。</li> </ul>

## エ 地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制を一層推進します。

また、乳児院や児童養護施設の専門性を活かした相談・支援や、子育て支援事業の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。</li> </ul>
<b>こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催</b> <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効率的・効果的に行います。</li> </ul>
<b>児童家庭支援センターによる子育て相談の実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域まもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。</li> </ul>
<b>子育て短期利用事業の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業等）ことにより子育て支援を行います。</li> </ul>

## オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの実務者会議として「代表者部会」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。</li> </ul>

取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

ア 児童及び保護者に対する支援

児童に対する支援については、被害児童に対する愛着の構築やトラウマとなる問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

また、保護者に対する支援については、それぞれの虐待事例の状況に応じて、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。</li> </ul>
<b>関係機関の連携による専門的な支援の充実</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。</li> </ul>
<b>児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。</li> <li>● 一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。</li> </ul>

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例への対応にあたっては、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織として適切に対応します。

また、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。</li> <li>● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。</li> </ul>

## ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童相談所における児童相談の適切な実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。</li> <li>● 改正児童福祉法等を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を推進します。</li> <li>● 増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。</li> </ul>
<b>各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援の適切な実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童家庭相談支援に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。</li> <li>● 市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。</li> </ul>
<b>児童家庭相談支援体制の強化</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。</li> <li>● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。</li> </ul>
<b>児童相談所・一時保護所の機能等の検討</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。</li> </ul>

## エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有するとともに、個人情報適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。</li> <li>● 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。</li> </ul>
<b>「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。</li> </ul>

## オ 総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツール各区地域みまもり支援センター・児童相談所で活用します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。</li> </ul>
<b>児童相談所における組織的アセスメントの実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。</li> </ul>
<b>各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。</li> </ul>

## カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や各区地域みまもり支援センターに加え、必要に応じて総合リハビリテーション推進センターや医療機関などの専門機関と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。
<b>川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ● 児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。

## キ 警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。
<b>警察及び検察と連携した情報共有</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協同面接を実施します。

## 取組の方向性5 人材育成の推進

## ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるOJT、OFF-JTを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童相談業務研修の実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。</li> </ul>
<b>専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。</li> </ul>
<b>各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を推進します。</li> </ul>

## イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成28（2016）年3月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを活用し、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。</li> </ul>
<b>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。</li> <li>● 児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。</li> </ul>

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施</b>  <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。</li> <li>● 児童家庭相談支援に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。</li> </ul>

### ウ 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実</b>  <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。</li> </ul>



## 取組の方向性6 社会的養育・自立支援の充実

## ア 親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援について、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。
<b>児童相談所における親子関係再構築支援の推進</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。

## イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童養護施設等への運営支援</b> <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

## ウ 里親制度の推進と里親支援の充実

里親支援機関と連携・協力しながら、里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

また、里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するNPO等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を実施します。</li> </ul>
<b>養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>ふるさと里親事業の推進</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。</li> </ul>
<b>多様な主体と連携した里親支援の充実</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO 法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。</li> </ul>

## エ 要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	〔児童養護施設等運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。</li> </ul>

## 取組の方向性7 地域・広域連携等の強化

## ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。
<b>市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。
<b>各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。

## イ 他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>5県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。
<b>児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>隣接する東京 23 区との連携の強化</b>  <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。</li> </ul>



## 3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

### （1）これまでの経緯

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28（2016）年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27（2015）年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30（2018）年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援を推進してきました。

### （2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく25の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

こども文化センターや地域の寺子屋事業など、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、様々な地域人材を活用し地域の見守り体制を強化するなど、地域の人たちが子ども・若者やその家庭の発するSOSを受け止められるよう、児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発の推進に取り組みました。

地域の重要な防犯対策の一つである防犯灯については、ESCO事業等により多くの防犯灯が整備され、環境整備面では一定程度の成果が図られましたが、子ども・若者の安全を守るため、引き続き、地域における見守り活動を推進する必要があります。

また、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭を適切に支援するため、専門的な児童支援の充実・強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用し、関係機関相互の連携強化を図りました。

### （3）前期計画策定後の本市の状況

#### ア 子ども・若者を取り巻く社会状況

本市における児童虐待相談・通告件数は、近年さらに増加しており、特に身近な相談機関である区役所での相談・通告件数が急増しています。不登校児童数及びいじめの認知件数も増加傾向にあり、特に小学生におけるいじめが増加し、低年齢化の傾向にあります。

警察が認知している不良行為少年数は減少傾向にありますが、少子化・情報化・国際化の急激な進行やコロナ禍による生活環境の一変など、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化中、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者や外国にルーツのある子ども・若者など、生きづらさを抱え、孤独・孤立化する子ども・若者が増えている状況にあります。

また、事件や事故、災害、病気などにより、傷ついたり、大切な家族を失うといった困難な状況に陥った子ども・若者への対応のほか、ヤングケアラーなど、周囲から見えずらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。

## イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」からは、過去や現在のつらい経験について、「経験していない」との回答が最も多かったものの、いじめられた経験やクラスに馴染めなかった経験をした人が一定程度いることがわかりました。

また、調査結果を分析したところ、親の将来に対する考え方と子どもの進学や就職等の将来に対する考え方には相関関係があることから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

## （4）国の動き（子供・若者育成支援推進大綱の改定）

令和3（2021）年4月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

大綱には、居場所の多さは自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等と相関関係があるとの調査結果から、安心できる居場所は子ども・若者にとって極めて重要であるとし、居場所の充実に社会総掛かりで努めていくこと、子ども・若者を取り巻く社会状況として、①生命・安全の危機、②孤独・孤立の顕在化、③低い Well-being<sup>\*</sup>、④格差拡大への懸念などが挙げられ、①を最重要課題として位置づけ、②③④は子ども・若者の成長に重大な阻害要因と捉え、要因を取り除く取組を重点的に行うことが盛り込まれました。

## （5）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの取組や本市の状況、国の大綱等を踏まえ、前期計画から基本的な考え方は継承しつつ、一定程度の解決が見られたものは、今後は4章の施策体系の中で進捗管理していくものとして整理するとともに、この間、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方に基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援を総合的に取り組んでいきます。

<sup>\*</sup> Well-being…肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

## 《基本的な考え方Ⅰ》

**子ども・若者を見守り・支える体制の強化**

子ども・若者の成長・発達段階において、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、将来に対する夢や希望を持ち、自ら学び、様々な体験や経験を通じて多様な価値観やロールモデルを得ながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける必要があります。しかしながら、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、そうした機会が失われているとともに、子ども・若者を取り巻く問題が複雑化・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

また、様々な生きづらさを抱える子ども・若者は、周囲から置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくいことから、地域・学校・行政等が連携し、子ども・若者の声なき声を受け止め、適切な支援につなげていく必要があります。

## 【取組の方向性1】

**子ども・若者の居場所の充実**

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

## 【取組の方向性2】

**子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり**

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

## 【取組の方向性3】

**地域の見守り体制の強化**

地域人材を活用した地域の見守りに取り組むなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

## 《基本的な考え方Ⅱ》

### 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた成育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

また、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行のほか、ひきこもりや発達上の課題、家族の世事に追われているといった、周囲からその置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくい新たな課題も表出していること、さらには、これらの課題を複合的に抱えていることから、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

#### 【取組の方向性4】

##### 専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細かな支援ができるよう、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みます。

#### 【取組の方向性5】

##### 専門的支援ネットワークの構築

関係機関相互の連携強化を図るなど、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実に努めます。

**取組の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実**

概ね中学校区に1か所設置の「こども文化センター」の活用や、学校等を活用した「地域の寺子屋事業」などにより、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、様々な経験等を通じて多様な価値観やロールモデルを得られるような取組を進めます。

また、不登校やひきこもり、生活保護世帯やひとり親家庭等、様々な家庭の事情や悩みごとを抱え、家庭や学校等、自分の所属の中で居場所を見いだすことが難しい子ども・若者に対し、孤立から守り、安心して過ごせる居場所の提供に取り組めます。

その他、地域が取り組む子ども・若者の居場所づくりを支援します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔こども文化センター運営事業〕                  〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。</li> <li>● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。</li> </ul>
<p><b>地域の寺子屋事業の推進</b>  <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small></p>	<p>〔地域の寺子屋事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。</li> </ul>
<p><b>放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔わくわくプラザ事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての小学生を対象に、市内 114 校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。</li> </ul>
<p><b>不登校等の子どもの居場所づくりの推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)                  (教育委員会事務局：総合教育センター)</small></p>	<p>〔青少年教育施設の管理運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。</li> </ul> <p>〔教育機会確保推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組めます。</li> </ul>

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>定時制生徒の居場所づくりの推進</b>  <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔魅力ある高校教育の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。</li> </ul>
<p><b>ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子どもの居場所づくりの推進</b>  <small>(こども未来局：こども家庭課)  <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></small></p>	<p>〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕          〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。</li> </ul>
<p><b>ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進</b>  <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。</li> </ul>
<p><b>地域による子ども・若者の居場所づくりの推進</b>  <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域や行政機関、学校や保育所等と連携し、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。</li> </ul>

## 取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

SNS等、多様なツールを活用し、様々な生きづらさを抱える子ども・若者たちが自らSOSを発信しやすくなるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、子ども・若者たちに対する情報モラル教育を推進します。

また、子ども・若者が自ら発するSOSを、子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関や施設の職員、地域の人たちが見逃さずにしっかり受け止め、適切な支援につなげられるよう、様々な機会を捉え、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOSに気づき、SOSが発信しやすい取組の強化</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル（189）、SNSによる相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。</li> <li>● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく取組を強化します。</li> <li>● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。</li> </ul>
<b>いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供</b> <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small>	〔児童生徒支援・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあって子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。</li> </ul>
<b>いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発</b> <small>(教育委員会事務局：教育政策室)</small>	〔共生・共育推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。</li> </ul>
<b>自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組</b> <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</small>	〔自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。</li> </ul>
<b>情報モラルに関わる啓発の推進</b> <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small>	〔教育の情報化推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● GIGA 端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくとともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。</li> </ul>

**取組の方向性3 地域の見守り体制の強化**

地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりに向け、青少年指導員や民生委員児童委員、保護司等、地域人材を活用した見守り活動のほか、地域・学校・行政等が連携し、地域の実情に応じた取組を実施します。

また、様々な課題を抱える子ども・若者を見守り・支える地域団体等のつながりづくりを推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>青少年指導員等による取組の推進</b> <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</li> </ul>
<b>民生委員児童委員による取組の推進</b> <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small>	〔民生委員児童委員活動育成等事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。</li> </ul>
<b>保護司による取組の推進</b> <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small>	〔更生保護事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。</li> </ul>
<b>こども110番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進</b> <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども110番事業を支援します。</li> </ul>
<b>安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進</b> <small>(市民文化局：地域安全推進課)</small>	〔防犯対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。</li> </ul>
<b>学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進</b> <small>(教育委員会事務局：健康教育課)</small>	〔学校安全推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実</b> <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。</li> </ul>

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり</b> <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。</li> <li>● 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。</li> </ul>

#### 取組の方向性 4 専門的な相談・支援体制の充実

これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行対策については、引き続き、児童相談所の体制強化や、学校における児童支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの充実など、専門職による相談・支援の充実に取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者等に対する相談・支援についても、「ひきこもり地域支援センター」や「子ども発達・相談センター」等を設置し、相談・支援の充実に取り組みます。

その他、区役所に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、市民に身近な相談機関の体制強化を図りながら、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を多職種が連携し、個別的・専門的に取り組みます。

#### ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>児童虐待への対応の強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。</li> </ul>
<b>民間児童福祉施設による相談・支援の充実</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。</li> </ul>
<b>児童家庭相談支援体制の強化</b> <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。</li> <li>● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。</li> <li>● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。</li> </ul>

イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化</b> (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔児童生徒支援・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化</b> (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔ひきこもり地域支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。</li> <li>● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。</li> </ul>

ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化</b> (健康福祉局：障害計画課)	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。</li> <li>● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。</li> </ul>
<b>母子保健等を通じた相談支援体制の強化</b> (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。</li> </ul>
<b>保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化</b> (こども未来局：運営管理課) (こども未来局：幼児教育担当)	〔公立保育所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。</li> </ul> 〔幼児教育推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。</li> </ul>

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>学校における相談支援体制の強化</b> (教育委員会事務局：総合教育センター) (教育委員会事務局：指導課)	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。
	〔特別支援教育推進事業〕 ● 福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノートの活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。

## 工 就労・自立に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
<b>困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制</b> (経済労働局：労働雇用部)	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
<b>だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進</b> (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

**取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築**

これまで重点的に取り組んできた児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けては、要保護児童対策地域協議会を中心とした連携強化や、医療機関、警察等の専門機関との連携に引き続き取り組めます。

また、ひきこもりや若年無業者の社会的自立に向けて、ひきこもり状態の支援ネットワークの構築や、若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議等を活用し、関係機関の連携強化に取り組めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p><b>要保護児童対策地域協議会の体制強化</b>  <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。</li> </ul>
<p><b>児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化</b>  <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)                      (教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。</li> <li>● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。</li> <li>● 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。</li> </ul> <p>〔学校教育活動支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。</li> </ul>
<p><b>ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化</b>  <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</small></p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。</li> </ul>
<p><b>困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化</b>  <small>(経済労働局：労働雇用部)</small></p>	<p>〔雇用労働対策・就業支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。</li> </ul>